返還不要な3つの制度について

東京都在住の場合

就学支援金

申請時期:4月(1年生のみ)・6月

都認可外通信制 高等学校在学生授業料助成

申請時期:10月

奨学給付金

(生活保護・非課税世帯の方)

申請時期:7月

東京都在住の場合		授業料補助(年額)		授業料以外の補助
年収の目安 (あくまで目安です)	令和5年度の「区市町村民税 の課税標準額×6%-区市町 村民税の調整控除相当額」※1	授業料助成金	就学支援金	奨学給付金
生活保護	<就学支援金> 令和5年1月1日時点で生活 保護	対象外	297,000円	52,600円
	< 奨学給付金> 令和5年7月1日時点で生活 保護の生業扶助を受けている			
非課税	令和5年度の住民税(年税) 額が非課税又は均等割のみ※2			52,100円
約590万円未満	154,500 円未満			対象外
約590万円以上約910万円未満	304,200 円未満	146,200円	118,800円	
約910万円以上	<所得要件超過多子世帯※3> 304,200 円以上	59,400円	対象外	

- ※1 父母の合計額。調整控除相当額は世帯により異なる(1,500円又は3,000円)。
- ※2 父母の合計額。「区市町村民税の課税標準額×6%-区市町村民税の調整控除相当額」では判定しません。
- ※3 「所得要件超過多子世帯」とは所得要件を超過しているが、扶養する23歳未満の子どもが3人以上いる世帯です。
- *学校への納付金額により支給額は調整されます。
- *本校では授業料等を一旦全額徴収し、申請により支給が決定した金額を後日返還させていただきます(9月と2月にお振込み)。

*ここに記載されている内容は現時点(令和5年5月1日)での想定であり、変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。